

平成30年度舞鶴市国民健康保険事業会計予算

平成30年度舞鶴市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,243,510千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年 2月27日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1,426,459
2 使用料及び手数料	1 手数料	1,401
3 府支出金	1 府補助金	6,116,228
4 財産収入	1 財産運用収入	357
5 繰入金	1 繰入金	686,757
6 繰越金	1 繰越金	1
7 諸収入	1 延滞金及び過料 2 雑収入	12,307 5,001 7,306
歳入合計		8,243,510

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費 3 運営協議会費	145,984 134,834 10,658 492
2 保険給付費	1 療養諸費 2 高額療養費 3 移送費 4 出産育児諸費 5 葬祭諸費 6 精神・結核医療付加金	6,060,338 5,225,999 777,289 150 37,800 8,500 10,600
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分 2 後期高齢者支援金等分 3 介護納付金分	1,904,878 1,292,296 459,718 152,864
4 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	10 10
5 保健事業費	1 保健事業費 2 特定健康診査等事業費	123,052 36,401 86,651
6 基金積立金	1 基金積立金	1 1
7 公債費	1 公債費	70 70
8 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	4,177 4,177
9 予備費	1 予備費	5,000 5,000
歳出合計		8,243,510

